

岐阜県公報

第千八百六十三号
平成十九年七月二十日

(金曜日)

道路の区域決定
都市計画の変更

(同) 五六九
(都市政策課) 五七〇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
落札者等に関する公示
土地改良事業計画の変更認可
多治見都市計画の図書の縦覧

(環境生活政策課) 五七〇
(医療整備課) 五七一
(農地計画課) 五七一
(都市政策課) 五七一

目 次

規 則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

(地球環境課) 五五八^ペ_シ

教育委員会規則

岐阜県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を
改正する規則

(教職員課) 五五八

岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の
一部を改正する規則

(同) 五五九

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税 務 課) 五六〇

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 五六〇

有害図書類の指定

(同) 五六〇

医療扶助のための医療担当機関の指定

(健康福祉政策課) 五六一

指定医療機関の廃止の届出

(同) 五六一

生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定

(同) 五六二

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出

(同) 五六五

生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出

(同) 五六五

医療扶助のための施術担当機関の指定

(同) 五六七

家畜伝染病の発生

(畜 産 課) 五六八

道路の供用開始

(道路維持課) 五六八

道路の区域変更

(同) 五六八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
に当たる
ときは翌日

平成十九年七月二十日

規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則（平成十九年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 「1 古紙一〇〇パーセントトレットペーパー」については、条例第五条第二項の規定による認定の申請及び条例第八条第二項の規定による試験、検査等の結果の報告を行う場合を除く。

別表第二九の項中「廃ガラスを使用した再生砂」を「廃ガラス又は廃瓦を使用した再生砂及び再生砂利」に改める。

別記第二号様式備考第一号中「~~砂~~」を「~~廻漚~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月二十日

岐阜県教育委員会

委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第十八号

岐阜県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則

第一条中「第四十条」を「第四十条第一項」に、「基く」を「基づく」に、「評定以下」を「勤務評定」に、「評価以下」を「勤務評価」に改める。

第二条の見出しを「（被評価者）」に改め、同条中「勤務評定」を「勤務評価」に改める。

第三条第一項中「勤務評定」を「勤務評価」に改め、同条第二項中「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条第三項中「勤務評定」を「勤務評価」に改め、同条第四項中「公正な評定」を「公正な評価」に、「評定実施」を「評価実施」に改める。

第四条の見出しを「（評価期間）」に改め、同条中「評定に」を「評価に」に、「評定期間」を「評価期間」に、「評定の」を「評価の」に、「評定を」を「評価を」に改める。

第五条の見出し中「評定者」を「評価者」に改め、同条第一項を次のように改める。

評価者及び調整者は、別に教育長が定める。

第五条第二項中「評定又は」を「評価又は」に、「勤務評定書」を「勤務評価書」に改め、同条第三項中「評定」を「評価」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（評価の方法）
第五条の二 評価者は、被評価者の勤務の状況について、教育長が別に定める方法により指導、助言等を行うものとする。

2 評価者は、被評価者の勤務の状況について、教育長が別に定める評価基準等に基づいて評価を行い、その結果を勤務評価書に記載するものとする。

3 調整者は、評価の結果について審査し、必要に応じてその調整を行うことができるものとする。

第六条の見出し中「勤務評定書」を「勤務評価書」に改め、同条中「勤務評定書」を「勤務評価書」に、「当該評定書」を「当該評価書」に改める。

第七条の見出しを「（勤務評価書の保管）」に改め、同条第一項中「勤務評定書」を「勤務評価書」に改め、同条第二項中「勤務評定書」を「勤務評価書」に、「当該評定書」

を「当該評価書」に、「一年」を「二年」に改める。
第八条を次のように改める。

(評価の開示及び意見の申立て)

第八条 教育長は、別に定める方法により、評価の結果を本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を受けた職員は、評価の結果に意見があるときは、教育長が別に定める方法により、意見の申立てをすることができる。

第九条中「勤務評定」を「勤務評価」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月二十日

岐阜県教育委員会

委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第十九号

岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則

第一条中「基き」を「基つき」に、「評定」(以下「勤務評定」)を「評価」(以下「勤務評価」)に改める。

第二条の見出しを「被評価者」に改め、同条中「勤務評定」を「勤務評価」に改める。

第三条第一項中「勤務評定」を「勤務評価」に改め、同条第二項中「条件付採用期間」を「条件附採用期間」に改め、同条第三項中「勤務評定」を「勤務評価」に改め、同条第四項中「公正な評定」を「公正な評価」に、「評定実施」を「評価実施」に改める。

第四条の見出しを「(評価期間)」に改め、同条中「評定」を「評価」に、「評定期間」を「評価期間」に、「評定の」を「評価の」に、「評定を」を「評価を」に改める。
第五条を次のように改める。

(評価者及び調整者等)

第五条 評価者及び調整者は、別に教育長が定める。

第五条の次に次の一条を加える。

(評価の方法)

第五条の二 評価は、教育長の定める勤務評価書により行うものとする。

2 評価者は、被評価者の勤務の状況について、指導、助言等を行うとともに、教育長が別に定める評価基準等に基づいて評価を行い、その結果を勤務評価書に記載するものとする。

3 調整者は、評価の結果について審査し、必要に応じてその調整を行うことができるものとする。

第六条中「勤務評定」を「勤務評価」に改める。

第七条の見出し中「勤務評定書」を「勤務評価書」に改め、同条中「勤務評定書」を「勤務評価書」に、「当該評定書」を「当該評価書」に改める。

第八条の見出しを「(勤務評価書の保管)」に改め、同条第一項中「勤務評定書」を「勤務評価書」に改め、同条第二項中「勤務評定書」を「勤務評価書」に、「当該評定書」を「当該評価書」に、「一年」を「二年」に改める。

第九条を次のように改める。

(評価結果の開示及び意見の申立て)

第九条 教育長は、別に定める方法により、評価の結果を本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を受けた職員は、評価の結果に意見があるときは、教育長が別に定める方法により、意見の申立てをすることができるものとする。

第十条中「勤務評定」を「勤務評価」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百八十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社「ニコス」	千葉久雄	岐阜市鹿島町一丁目一番地	平成一九・五・三一

岐阜県告示第四百八十八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害発行として指定した。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定発行

種 類	題 名	等 等	配 給 会 社 名 等
映 画	痴漢電車	びんかん指先案内人	オーピー映画
	巨乳熟女	とろける手ほどき	オーピー映画
	厚顔無知な恥母	紫の下着で...	新日本映像
	封印殺人映画		ムービーアクト ンタテインメント
	パイプ屋の女主人	うねり抜く	オーピー映画
	銀行レディ	エッチに癒して	オーピー映画

キヤバラ嬢	しばり出す指先	オーピー映画
お葬式の義母	トイシで情事	新日本映像
新日本映像ニコス	厚顔無知な恥母	新日本映像
新日本映像ニコス	紫の下着で...	新日本映像
新日本映像ニコス	封印殺人映画	新日本映像
お葬式の義母	トイシで情事	新日本映像

2 指定年月日
平成19年7月19日

3 指定理由
著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百八十九号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種 類	図 書 類 の 題 名	月 日 号 等	発 行 所、 制 作 者 名
雑 誌	発痴お宝映像ハングラアイドル集	2007. 8月号	桃 園 書 房
	BLACK BOX 増刊ヤンツ	2007. 8月号	メディア・クワイ
	チチリソセス	2007. 8月号	秋 田 書 店

2 指定年月日
平成19年7月19日

3 指定理由
著しく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若しくは自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
川島齒科医院	鈴木義浩	各務原市川島河田町一〇二九四〇	平成一九・四・一
水谷心療内科	水谷雅信	多治見市若松町三三三	同 五・一
耳鼻咽喉科・アレルギー科さいとうクリニク	齋藤正治	関市明生町五一三九	同
林 医 院	医療法人泉会	関市平和通六一〇	同
山田診療所	医療法人医済会	恵那市明智町五二七番地	同
安田内科クリニク	医療法人愛佑会	美濃加茂市田島町四八六	同
くろだ胃腸科内科	医療法人優里	可児市塩九一七一	同
みなもり内科クリニク	医療法人みなも	可児市中恵土一八八五番地	同
すえたけ眼科クリニク	末守 淳	郡上市八幡町稲成三〇四一	同
ひらたクリニク	平田 俊文	羽島郡笠松町田代三二五	同
いちはら皮フ科クリニク	市原 美里	安八郡安八町南條六九五	同
デンタルオフィスアイビー	医療法人アイビ	高山市昭和町二二二	同

名 称	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
ジャスコ大垣店薬局	イオン株式会社	大垣市外野二一〇〇	同
澤田調剤薬局	澤田 宗幸	一 岐阜市妻木町二四一九	同
さつき調剤薬局	株式会社三晃メ	可児市塩九一八二三	同
阪神調剤薬局モレラ	株式会社阪神調	本巣市三橋一〇〇番地	同
岐阜店	調剤薬局	郡上市八幡町稲成三〇一	同
八幡店	有限会社ナガラ	一三	同
八木澤整形外科	医療法人八木澤	各務原市各務西町三三	同
おおや内科循環器科	医療法人社団糖	一 海津市海津町内記二〇七	同
たんばば薬局垂井店	株式会社	不破郡垂井町二二二〇	平成一九・五・七
ひばり薬局	株式会社ファ	〇 不破郡垂井町奈録二二	同
医療法人高鷲会つる	医療法人高鷲会	郡上市高鷲町大鷲二〇四	平成一九・五・九
だくりニク	株式会社スギ薬	一 多治見市三笠町一八	平成一九・五・一四
株式会社スギ薬局多	局	同	同
治見南店	有限会社メデ	関市神明町三六一七	同
ホソノ薬局/せき南	調剤	同	一八

岐阜県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

川島齒科医院	鈴木義浩	各務原市川島河田町	平成一九・四・一
林 医 院	林 収	関市平和通六一〇	同
山田診療所	山田宣孝	恵那市明智町五二七番地	同
安田内科クリニック	安田紀久子	美濃加茂市田島町四八六	同
みなもり内科クリニック	皆森良明	可児市中恵土一八八五番地	同
八木澤整形外科	八木澤芳生	各務原市各務西町三三一	同
おおや内科循環器科	大矢秀一	海津市海津町内記二〇七一	同
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称
社会福祉法人羽島郡福寿会	一 羽島郡笠松町田代六二	介護予防通所介護	指定居宅介護事業所等の所在地
社会福祉法人羽島郡福寿会	一 羽島郡笠松町田代六一	介護予防短期入所生活介護	リバーサイド川島園デイサービス
社会福祉法人羽島郡福寿会	一 羽島郡笠松町田代六二	地域包括支援センター	特別養護老人ホームリバーサイド川島園
水 谷 雅 信	愛知県名古屋市区徳川町一〇九番地	訪問看護	各務原市川島町河田町一三四八番地
水 谷 雅 信	愛知県名古屋市区徳川町一〇九番地	居宅療養管理指導	各務原市川島町河田町一三四八番地
水 谷 雅 信	愛知県名古屋市区徳川町一〇九番地	介護予防訪問看護	各務原市川島町河田町一三四八番地
水 谷 雅 信	愛知県名古屋市区徳川町一〇九番地	介護予防訪問看護	多治見市若松町三三三
中 津 川 市 長	中津川かやの木町二一	訪問看護	多治見市若松町三三三
中 津 川 市 長	中津川かやの木町二一	訪問看護	多治見市若松町三三三
中 津 川 市 長	中津川かやの木町二一	訪問看護	多治見市若松町三三三
中 津 川 市 長	中津川かやの木町二一	訪問看護	多治見市若松町三三三

岐阜県告示第四百九十二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

たんぼば薬局垂井店	株式会社	不破郡垂井町清水一	平成一九・五・六
ひばり薬局	株式会社ファースト	不破郡垂井町清水一	同

医療法人悠信会	五	揖斐郡大野町黒野六四	訪問リハビリセンター	小森内科胃腸科	五	揖斐郡大野町黒野六四	同
医療法人八木澤整形外科	三一	各務原市各務西町三	居宅療養管理指導	八木澤整形外科	三一	各務原市各務西町三	同
医療法人八木澤整形外科	三一	各務原市各務西町三	介護予防居宅療養管理指導	八木澤整形外科	三一	各務原市各務西町三	同
医療法人社団糖心会	七	海津市海津町内記二〇	居宅療養管理指導	おおや内科循環器科	七	海津市海津町内記二〇	同
たんぼぼ薬局株式会社	岐	岐阜市若宮町九 一六	居宅療養管理指導	たんぼぼ薬局垂井店	不破郡垂井町二二〇四五	同	平成一九・五・七
たんぼぼ薬局株式会社	岐	岐阜市若宮町九 一六	介護予防居宅療養管理指導	たんぼぼ薬局垂井店	不破郡垂井町二二〇四五	同	平成一九・五・七
株式会社フアークコス	東	東京都千代田区神田練堀町六八番地	居宅療養管理指導	ひばり薬局	不破郡垂井町杵録二二一〇四五	同	平成一九・五・七
株式会社うだつ	山	山県市西深瀬八七一	居宅療養管理指導	うだつ薬局	美濃市一八七七六	同	同
株式会社うだつ	山	山県市西深瀬八七一	介護予防居宅療養管理指導	うだつ薬局	美濃市一八七七六	同	同
株式会社ザイタック	二	土岐市肥田浅野笠神町	通所介護	東濃デイリハビリセンター	二	土岐市肥田浅野笠神町	同
株式会社ザイタック	二	土岐市肥田浅野笠神町	介護予防通所介護	東濃デイリハビリセンター	二	土岐市肥田浅野笠神町	同
株式会社ザイタック	二	土岐市肥田浅野笠神町	通所介護	東濃デイサービスセンター	二	土岐市肥田浅野朝日町	同
株式会社ザイタック	二	土岐市肥田浅野笠神町	介護予防通所介護	東濃デイサービスセンター	二	土岐市肥田浅野朝日町	同
株式会社ザイタック	二	土岐市肥田浅野笠神町	通所介護	東濃デイサービスセンター	二	土岐市肥田浅野朝日町	同
株式会社ザイタック	二	土岐市肥田浅野笠神町	介護予防通所介護	東濃デイサービスセンター	二	土岐市肥田浅野朝日町	同
株式会社ザイタック	二	土岐市肥田浅野笠神町	通所介護	東濃デイサービスセンター	二	土岐市肥田浅野朝日町	同
株式会社ザイタック	二	土岐市肥田浅野笠神町	介護予防通所介護	東濃デイサービスセンター	二	土岐市肥田浅野朝日町	同

岡 山 幸 弘	岐阜市則武中二一〇二〇三二二五	訪問看護	岡山クリニック	羽島郡岐南町徳田五一〇一	同
岡 山 幸 弘	岐阜市則武中二一〇二〇三二二五	居宅療養管理指導	岡山クリニック	羽島郡岐南町徳田五一〇一	同
岡 山 幸 弘	岐阜市則武中二一〇二〇三二二五	介護予防訪問看護	岡山クリニック	羽島郡岐南町徳田五一〇一	同
岡 山 幸 弘	岐阜市則武中二一〇二〇三二二五	介護予防居宅療養管理指導	岡山クリニック	羽島郡岐南町徳田五一〇一	同

岐阜県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届

出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社ファークス	東京千代田区神田練堀町六八番地	居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の名称	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
株式会社ファークス	東京千代田区神田練堀町六八番地	居宅介護事業者等の名称	居宅療養管理指導	ひばり薬局	不破郡垂井町清水一四〇	平成一九・五・六
株式会社ファークス	東京千代田区神田練堀町六八番地	居宅介護事業者等の名称	居宅介護	ひばり薬局	不破郡垂井町清水一四〇	同

岐阜県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更

した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社ニチイ学館	東京千代田区神田駿河台二九	居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の名称	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京千代田区神田駿河台二九	居宅介護事業者等の名称	居宅介護	アイリスケアセンター多治見	多治見市赤坂町一六	平成一九・四・一
株式会社ニチイ学館	東京千代田区神田駿河台二九	居宅介護事業者等の名称	訪問看護	ニチイケアセンター多治見	多治見市赤坂町一六	同
株式会社ニチイ学館	東京千代田区神田駿河台二九	居宅介護事業者等の名称	通所介護	ニチイケアセンター多治見	多治見市赤坂町一六	同

鷺見接骨院 鷺見幸伸 本巣市外山一〇一 同
 正村接骨院 正村純一 一 土岐市駄知町一九〇〇 同
 同 同 同 同

岐阜県告示第四百九十六号

家畜伝染病の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 病名

ヨ一ネ病

二 家畜の種類

牛

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

患畜一頭

四 発生場所

大垣市

五 発生日

平成十九年七月三日

岐阜県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は区域の決定又は変更の年月日）
岐濃線	岐阜市中屋東二二五番一地从ら 同市春近古市場南一三九番一地从先まで		三〇七・五	平成一九・七・二〇	平成一九・七・二七

岐阜県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は区域の決定又は変更の年月日）
中井島線	本巣市軽海上四ツ辻一〇六番地先から 同市同字同番地先まで		七三・五	平成一九・七・二〇	平成一九・七・二〇

岐阜県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成十九年七月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 篠原線 八百津線		加茂郡八百津町潮見字南 道渡二三六番一地先から 同 郡同 町同 字同 二六三番二地先まで	前 A	七〇 三・〇	二四〇	B A 後 前 敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル) 係属する敷地面積の表示に 関係ない
		加茂郡八百津町潮見字南 道渡二三六番一地先から 同 郡同 町同 字同 二六三番二地先まで	後 A	七〇 三・〇	二四〇	
同 郡同 町同 字同 二六三番二地先まで		加茂郡八百津町潮見字南 道渡二三六番一地先から 同 郡同 町同 字同 二六三番二地先まで	後 B	一〇〇 二六・六	一四〇	同 郡同 町同 字同 二六三番二地先まで
		加茂郡八百津町潮見字南 道渡二三六番一地先から 同 郡同 町同 字同 二六三番二地先まで	前 B	一〇〇 二六・六	一四〇	

岐阜県告示第五百号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 (ほか)
県道 坂福 下岡線		中津川市田瀬字下田瀬下五一 八番三地先から 同 市同 字同 二番一地先まで	三五・五	平成 一九・七・二〇	平成 二〇・二・一九

岐阜県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 高岩 山井 停車場線		高山市山口町一四三〇番地先から 同 市同 町五五六番一地先まで	二二・四 三・〇	二四七・〇	

岐阜県告示第五百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月二十日から二週間岐阜県土木部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	岩井高山線 高山停車場	高山市塩屋町三九五番一 地先から 同市同町二五三番三 地先まで	前 後	二四・五 二七・〇 ルメートル	三七・〇 三七・〇 ルメートル	

岐阜県告示第五百三二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画道路

三・五・十六号 中恵土伏見線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、可児市建設部都市計画課及び御嵩町都市整備課

岐阜県告示第五百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

御嵩都市計画道路

三・五・二号 井尻伏見線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、御嵩町都市整備課及び可児市建設部都市計画課

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年七月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人共同作業所星の村
- 三 代表者の氏名 奥村 喜宏
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市各務おがせ町一丁目二〇八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、障害者のための学習、労働、生活の場を地域のなかで確立し、地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 平成19年度岐阜県立多治見病院第2四半期分ボイラー用
燃料 重油 J I S 1種1号 約750kℓ
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年2月1日
- 4 落札者を決定した日 平成19年6月22日
- 5 落札者の住所及び氏名 名古屋港区潮見町37番地23
中川物産株式会社
代表取締役 中川秀信
- 6 落札金額 60,060円/kℓ
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県立多治見病院事務局総務課審計担当
(2) 所在地 多治見市前畑町5丁目161番地

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同

法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
高須輪中土地改良区	高須輪中地区	平成一九・七・一〇

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画汚物処理場
三号 多治見ニュータウン汚物処理場
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画自由通路

一号 多治見駅南北連絡線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画地区計画 滝呂地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

平成十九年七月二十日印刷
平成十九年七月二十日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 号
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社
定価 一 年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）